

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

告示	
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件	二〇六
○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件	二〇六
○土地改良区の定款の変更を認可した件三件	二〇九
○公金の徴収の事務を委託した件二件	二〇九
○道路の区域を変更する件	二〇九
○道路の供用を開始する件	二〇九
公告	
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件三件	二一〇
福島県病院局	
○福島県病院局組織規程の一部を改正する規程	二二二
○福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程	二二三
○福島県病院事業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程	二二三
○福島県病院局財務規程の一部を改正する規程	二二四
○福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程	二二四
福島県警察本部	
○一般競争入札を行う件	二二六

## 告 示

**福島県告示第三百三十号**  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十五年五月十日から同年九月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十五年五月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか
- 二 変更した事項  
 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
 （変更前）イオンリテール株式会社  
 代表取締役 村井 正平  
 （変更後）イオンリテール株式会社  
 代表取締役 梅本 和典

- 三 変更した年月日  
 平成二十五年三月一日
- 四 届出年月日  
 平成二十五年三月十九日
- 五 届出をした者  
 イオンリテール株式会社

（商業まづくり課）

### 福島県告示第三百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十五年五月十日から同年九月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十五年五月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか
- 二 変更しようとする事項  
 駐車場の収容台数  
 （変更前）千三百八十三台  
 （変更後）千二百五十六台
- 三 変更しようとする年月日  
 平成二十五年十一月二十日
- 四 届出年月日

平成二十五年三月十九日  
五 届出をした者  
イオンリテール株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、中島村土地改良区から平成二十五年四月十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月一日認可した。

平成二十五年五月十日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第三百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津中央土地改良区から平成二十五年四月二十三日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月一日認可した。

平成二十五年五月十日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第三百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、岩瀬土地改良区から平成二十五年四月二十二日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月二日認可した。

平成二十五年五月十日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第三百三十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成二十五年五月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - ふくしま県民の森施設等使用料徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団
  - 2 所在地 安達郡大玉村玉井字長久保六十八番地

三 徴収の事務を委託する期間  
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(森林保全課)

福島県告示第三百三十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成二十五年五月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 福島県総合緑化センター施設等使用料徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 公益財団法人福島県都市公園・緑化協会
  - 2 所在地 福島市佐原字神事場一番地
- 三 徴収の事務を委託する期間  
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(森林保全課)

福島県告示第三百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一三二号	会津若松市河東町谷沢 字十文字八四番地先か ら	変更前 変更後	一三・六 二五・八	二九八・〇
同	市河東町郡山 字本宮三八番地先まで	変更後	一三・六 二五・八	二九八・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十五年五月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二二二号	会津若松市河東町谷沢字十文字八四番地先から 同 市河東町郡山字本宮三八番地先まで	平成二五年五月二日

（道路計画課）

公 告

公告第二百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成二十五年五月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称	住所
会津宮川土地改良区	大沼郡会津美里町境野字館ノ前三三九七番地
理事 山田 忠彦	同 郡同
役別 氏名	同 郡同
退任した役員	同 郡同
村山 辰榮	同 郡同
星 英一	同 郡同
佐藤 幸男	同 郡同
川嶋 一雄	同 郡同
長嶺 利春	同 郡同
板橋 秀一	同 郡同
坂内 俊光	同 郡同
小林 誠市	同 郡同
山内 榮一	同 郡同
笠間 貢	同 郡同
五十嵐 薫	同 郡同

土地改良法の名称	住所
公告第二百二十六号	大沼郡会津美里町境野字館ノ前三三九七番地
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。	同 郡同
平成二十五年五月十日	同 郡同
五十嵐 清彦	同 郡同
遠藤 淳吉	同 郡同
小林 一男	同 郡同
加藤 久義	同 郡同
上野 修一	同 郡同
福地 義廣	同 郡同
渡部 英敏	同 郡同
竹内 昶俊	同 郡同
児島 威	同 郡同
山田 隆義	同 郡同
二瓶 甚一	同 郡同
就任した役員	同 郡同
理事 山田 忠彦	同 郡同
役別 氏名	同 郡同
退任した役員	同 郡同
村山 辰榮	同 郡同
佐藤 久喜	同 郡同
佐藤 幸男	同 郡同
川嶋 一雄	同 郡同
長嶺 利春	同 郡同
大竹 豊	同 郡同
小林 誠市	同 郡同
山内 榮一	同 郡同
笠間 貢	同 郡同
五十嵐 薫	同 郡同
遠藤 淳吉	同 郡同
加藤 久義	同 郡同
二瓶 甚一	同 郡同
福地 義廣	同 郡同
渡部 英敏	同 郡同
竹内 昶俊	同 郡同
児島 威	同 郡同
山田 隆義	同 郡同
鈴木 恭二	同 郡同

（農村計画課）

土地改良区の名称  
江花川沿岸土地改良区

福島県知事 佐藤雄平

退任した役員  
氏名

住所

理事 廣田 勝男

須賀川市堀込字内屋敷三四番地二

就任した役員  
氏名

住所

理事 小林 秀雄

須賀川市堀込字堀切八番地

(農村計画課)

公告第二百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

平成二十五年五月十日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称  
柳津町土地改良区

退任した役員  
氏名

住所

理事 増井 俊弘

河沼郡柳津町大字郷戸字中平丙九一二番地

同 増井 久人

同 郡同 町大字細八字下平乙三〇三番地

同 横田 一郎

同 郡同 町大字細八字居平甲一二三〇番地

同 飯塚 清一

同 郡同 町大字湯八木沢字居平一二三八番地

同 鈴木 進

同 郡同 町大字藤字舟渡二一五一番地

同 志保原 一夫

同 郡同 町大字郷戸字石生甲一九〇七番地

同 齋藤 新一

同 郡同 町大字小椿字打入甲九八八番地五

同 長谷川 義喜

同 郡同 町大字青中字居平五八〇番地

同 齋藤 明彦

同 郡同 町大字郷戸字石神甲九番地

同 齋藤 敦

同 郡同 町大字飯谷字新町甲一四五番地

同 齋藤 敦

同 郡同 町大字大柳字屋敷添甲一五六〇番地

同 岩佐 哲雄

同 郡同 町大字大柳字屋敷添甲一五六〇番地

同 伊藤 和弘

同 郡同 町大字細八字居平甲一二三二番地

同 渡部 恭央

同 郡同 町大字砂子原字居平二〇〇番地

就任した役員  
氏名

住所

理事 増井 俊弘

河沼郡柳津町大字郷戸字中平丙九一二番地

同 横田 一郎

同 郡同 町大字細八字居平甲一二三〇番地

同 星 俊通

同 郡同 町大字柳津字家ノ北山丙三七八番地

同 佐藤 長八

同 郡同 町大字久保田字柵甲一八番地

同	鈴木 利春	同	町大字琵琶首字居平二四五番地の一
同	田崎 哲次	同	町大字郷戸字石神甲五七番地
同	齋藤 正男	同	町大字藤字古市一三七九番地
同	小林 一栄	同	町大字細八字池ノ尻乙二二二六番地
同	岩淵 一人	同	町大字小椿字家ノ前乙六四二番地
同	齋藤 信明	同	町大字郷戸字中丸甲一二五七番地
同	岩佐 哲雄	同	町大字大柳字屋敷添甲一五六〇番地
同	小林 銀一	同	町大字細八字池ノ尻乙二二三四番地
同	齋藤 正志	同	町大字飯谷字宮田甲二二三番地一

福島県病院局

(農村計画課)

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成25年5月10日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

**福島県病院局管理規程第11号**

**福島県病院局組織規程の一部を改正する規程**

福島県病院局組織規程（平成16年福島県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表病院の内部組織である事務局の院長の項を削る。

別表第1福島県立会津総合病院の項を削る。

別表第2病院の内部組織の部事務局の款、課の款、中央臨床病理部の款、中央手術部の款、中央放射線部の款及び集中治療部の款を削り、同部薬剤部の款薬剤部副部長（任意設置）の項を削る。

**附 則**

この規程は、平成25年5月13日から施行する。

（病院総務課）

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年5月10日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

**福島県病院局管理規程第12号**

**福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程**

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第4号を削る。

第21条第1項第1号中「会津総合病院又は」を削り、同項第5号中「又は会津総合病院」を削り、同項第6号中「会津総合病院又は」を削り、同条第2項第4号の表院長の項中「（会津総合病院に勤務するものにあつては165,000円）」を削り、同表副院長の項中「（会津総合病院に勤務するものにあつては160,000円）」を削り、同表中央臨床病理部長、中央手術部長、中央放射線部長、集中治療部長、科部長の項中「中央臨床病理部長、中央手術部長、中央放射線部長、集中治療部長、科部長」を「科部長」に改める。

第28条中「、会津若松市」を削る。

別表第8中	「局次長 会津総合病院長 会津総合病院事務局長」	を「局次長」に、	「院長（会津総合病院長を除 会津総合病院副院長 会津総合病院事務局次長 会津総合病院看護部長
-------	--------------------------------	----------	---

く。)

を「院長」に改め、「（病院長相当職にある者を除く。）」を削り、

「看護  
会津  
会津

」  
部長（会津総合病院看護部長を除く。）

総合病院看護部副部長 を「看護部長」に改める。

総合病院薬剤部長

別表第9中「、中央臨床病理部長、中央手術部長、中央放射線部長」、「臨床検査技師長」、「放射線技師長」、「看護部副部長」、「薬剤部副部長」、「（以下「主任専門薬剤技師等」という。）」及び「（以下「専門栄養技師等」という。）」を削る。

別表第10の1中「13」を「7」に改め、同表中3を削り、2の2を3とし、4から7までを削り、8を4とし、9を削り、10を5とし、11を6とし、12を削り、13を7とする。

**附 則**

この規程は、平成25年5月13日から施行する。

（病院総務課）

福島県病院事業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成 25年 5月 10日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第13号

福島県病院事業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の職の格付に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

病院行政職給料表格付表中	会津総合病院事務局長	会津総合病院事務局長	矢吹、南会津、大野病院事務次長 会津総合病院経営企画室長 会津総合病院事務局課長	を
--------------	------------	------------	--	---

矢吹、南会津、大野病院事務次長	に改める。
-----------------	-------

病院医療職給料表(1)格付表中	病院長 会津総合病院副院長	病院長相当職以外の病院副院長 病院診療部長 会津総合病院中央臨床病理部長 会津総合病院中央放射線部長 会津総合病院中央手術部長 会津総合病院集中治療部長	を
-----------------	------------------	---	---

病院長	病院副院長 病院診療部長	に改める。
-----	-----------------	-------

病院医療職給料表(2)格付表中	会津総合、南会津、大野病院薬剤部長	医療部長相当職以外の病院薬剤部長 会津総合病院薬剤部副部長 会津総合病院臨床検査技師長 会津総合病院放射線技師長	を 南薬
-----------------	-------------------	---	---------

会津、大野病院薬剤部長	医療部長相当職以外の病院薬剤部長	に改める。
-------------	------------------	-------

会津総合	
------	--

病院医療職給料表(3)格付表中

病院副院長	矢吹、宮下、	を 「   看護部
会津総合病院看護部長	南会津、大野病院看護部長	
	会津総合病院看護部副部長	

長 | に改める。

**附 則**

この規程は、平成25年5月13日から施行する。

(病院総務課)

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成25年5月10日

福島県病院事業管理者 丹羽真一

**福島県病院局管理規程第14号**

**福島県病院局財務規程の一部を改正する規程**

福島県病院局財務規程(平成16年福島県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

- 別表第1 会津総合病院の項を削る。
- 別表第2 会津総合病院の項を削る。

**附 則**

この規程は、平成25年5月13日から施行する。

(病院総務課)

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成25年5月10日

福島県病院事業管理者 丹羽真一

**福島県病院局管理規程第15号**

**福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程**

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(平成24年福島県病院局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「喜多方市字稲清水2334番地」を「別表の左欄に掲げる場所」に、「旧福島県立喜多方病院(福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成25年福島県条例第40号)の施行の日の前日において福島県立喜多方病院であったものをいう。)の残務の整理に関する」を「同表の右欄に掲げる」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

**別表(第1条関係)**

喜多方市字稲清水2334番地	旧福島県立喜多方病院の残務の整理に関すること。
会津若松市城前10番75号	旧福島県立会津総合病院の残務の整理に関すること。

備考 「旧福島県立喜多方病院」及び「旧福島県立会津総合病院」とは、福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成25年福島県条例第40号)の施行の日の前日において「福島県立喜多方病院」及び「福島県立会津総合病院」であったものをいう。

**附 則**

この規程は、平成25年5月13日から施行する。

( 病 院 総 務 課 )

福 島 県 警 察 本 部



**福島県警察本部公告第52号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交通管制センター上位装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年5月10日

福島県警察本部長 平井 興 宣

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入物品の名称及び数量 交通管制センター上位装置 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成26年3月1日から平成30年2月28日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年6月5日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151

**4 契約条項を示す場所等**

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙100枚程度が入る大きさで、390円分の切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年6月19日（水）午後1時30分 福島県庁西庁舎3階301会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年6月18日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

**5 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**6 入札の無効**

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

**7 その他**

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

- (1) Nature and quantity of products for lease : Traffic Control Center Central Computer System for Traffic Control 1set(including related costs of installation, assembling, adjustment, maintenance, removal, and so on.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 19 June 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 18 June 2013
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)